

両立支援を希望される皆様へ

治療と仕事の両立についてまずはご相談を！

治療と仕事の両立支援とは

病気を抱えながらも、働き続けたいと思い、また働く能力のある方々が、仕事のために治療機会を逃したり、または、治療のために仕事の継続を妨げられることのないように、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

これらの方々が、がんなどの病気を理由に安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解を深め、労働者と良好なコミュニケーションを取る必要があります。



治療と仕事の両立支援の必要性

POINT 1 治療技術の進歩により、「不治の病」は「長く付き合う病気」に。

1

現在、日本人の2人に1人が、生涯のうちに一度はがんになると言われています。がんが診断されてから5年後に生存している割合は過去と比べてアップしており、がんは「長く付き合う病気」になってきたと言えます。

POINT 2 今は仕事をしながら治療を続けることが可能な時代。

2

仕事をもちながらがんで通院している人は、現在推計32.5万人。がんは必ずしもすぐに離職しなければならない病気ではなくなりつつあります。今後、高齢になっても働く人の数が増えることに伴い、病気を抱えながら働く労働者の増加も見込まれています。

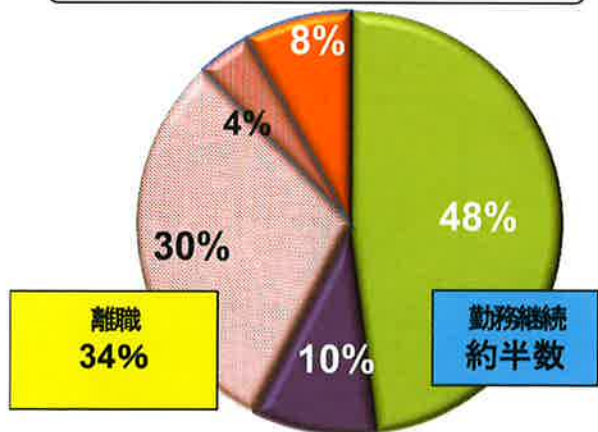
POINT 3 患者にとって仕事は生きがいでもあります。

3

がんなどの病気を抱えながら仕事を続けたい人は、92.5%もいます。その理由は、家庭の生計を維持するためや、治療代のためはもちろん、働くことが自身の生きがいでもあるためなど様々。病気を抱える労働者のためにも、治療を続けながら働ける環境を作ることが必要とされています。

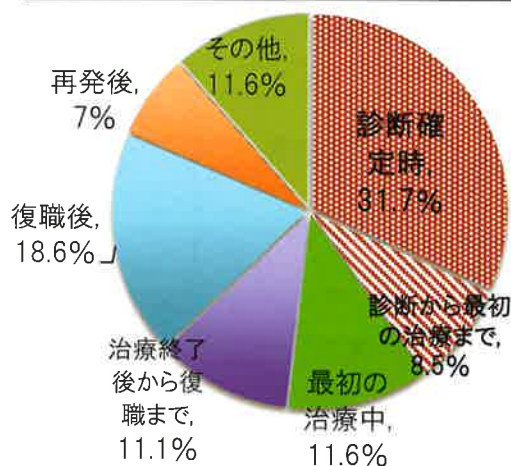
しかし、例えばがん患者の場合は・・・

離職をする人が約34%存在



- 現在も勤務している
- 休職中である
- 依願退職した
- 解雇された
- その他

治療開始前に約40%の人が離職



出典：平成27年度厚生労働科学研究費補助金、厚生労働省がん対策推進総合事業「働くがん患者の職業復帰支援に関する研究」高橋班より

治療と仕事の両立を支援することには大きなメリットがあります

事業者のメリット

- 労働者の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献

鳥取県内でも治療と仕事の両立支援への取組事例が出てきています

事例①（60代 女性）

この女性は、急性心不全を発症し入院。その後、集中治療・リハビリ終了後に、本人の「復職したい」との強い希望により、両立支援制度によるサポートを開始。患者に寄り添いつつ両立支援コーディネーターが事業場の人事労務担当者と連絡を取り合いながら、事業者が本人の病状に合った両立支援プランを作成。その3ヶ月後に、本人の希望通りに復職を果たした。

事例②（50代 男性）

この男性は、脳出血により入院。その後、職場復帰を目指してリハビリに専念。復帰にあたり両立支援コーディネーターが職場の上司に対して、両立支援の必要性や取り組むべき内容などについて説明。その3ヶ月後に職場復帰。事業者の配慮により、まずは本人への負担の少ない仕事から再開した。

※このように両立支援制度の対象疾病は、がんに限ったものではありません。



働く人（患者）のトライアングル型支援を進めます

①トライアングル型支援とは

働く人（患者）を中心として、主治医、企業（産業医）及び両立支援コーディネーターの3者が連携しながら、働く人（患者）をサポートしていく体制のことです。

②両立支援コーディネーターとは

企業と医療機関の連携の中核となり、働く人（患者）に寄り添いながら支援する役割を担う方々のことであり、県内でも人材は増えています。



治療と仕事の両立のため企業が取り組むべき環境整備

■研修等による両立支援に関する意識啓発

当事者やその同僚となりうる全ての労働者や管理職に対して研修等を通じて意識啓発

■相談窓口の明確化等

労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口及び情報の取扱い等を明確化

■休暇・勤務制度の整備

短時間の治療が定期的に繰り返される場合等に対応できる休暇・勤務制度を検討・導入

【休暇制度】時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇

※時間単位の年次有給休暇がある企業割合：16.2%（平成27年）

※病気休暇制度がある企業割合：22.4%（平成25年）

【勤務制度】短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤制度、試し出勤制度

※短時間勤務制度を導入している企業割合：14.8%（平成26年）

※在宅勤務（テレワーク）を導入している企業割合：11.5%（平成26年）

障害者雇用安定助成金の御案内（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース）

- 本助成金は、労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるため、治療や通院のための柔軟な勤務制度や休暇制度（両立支援制度）を導入する事業主に対して助成するものであり、労働者の雇用維持を図ることを目的としています。

環境整備助成

両立支援制度を導入し、かつ、両立支援に関する専門人材を社内に配置した事業主に対して助成

支給対象措置

以下の2つを行った場合が支給対象となる。

- 両立支援制度(※)の導入
- 専門人材（企業在籍型職場適応援助者又は両立支援コーディネーター）の配置

助成額

- 企業在籍型職場適応援助者を配置した場合
30万円
- 両立支援コーディネーターを配置した場合
20万円

制度活用助成

両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を労働者に適用した事業主に対して助成

支給対象措置

以下の2つを行った場合が支給対象となる。

- 両立支援コーディネーターの活用
- 両立支援制度(※)の労働者への適用

助成額

- 対象労働者が有期契約の場合
20万円
- 対象労働者の雇用期間に定めのない場合
20万円

(※) 両立支援制度の例：通院等に配慮した休暇制度、障害や傷病特性に配慮した短時間勤務制度、身体の負担に配慮した時差出勤制度等

支給要件や手続きの詳細については、鳥取労働局職業安定部職業対策課（電話：0857-29-1708）又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省のホームページに取組事例や関連イベント等を掲載しています

両立支援に関する情報はこちら

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



治療を受けながら働き続けるための相談窓口のご紹介

企業・主治医・産業医の皆様へ

両立支援制度の導入等の相談は

- 鳥取産業保健総合支援センター
鳥取市扇町1 1 5番地1 鳥取駅前第一生命ビル6階
電話：0857-25-3431
(勤務時間制度や休暇制度導入の見直しについて促進員を派遣します。)
- 中部地域産業保健センター
倉吉市旭田町1 8 鳥取県中部医師会館内
電話：0858-23-2651
- 東部地域産業保健センター
鳥取市富安1丁目7 5 鳥取県東部医師会館内
電話：0857-29-2255
- 西部地域産業保健センター
米子市久米町1 3 6 鳥取県西部医師会館内
電話：0859-22-3570

治療中の患者の皆様へ

両立支援制度・職場復帰に関する相談は

- 山陰労災病院 両立支援相談窓口
電話：0859-33-8181 (内線6785)
 - がん労働相談ワンストップサポート
- | | |
|------------------|--|
| 東
部
地
区 | 鳥取県立中央病院 がん相談支援センター
電話：0857-32-8181 |
| | 鳥取市立病院 がん相談支援センター
電話：0857-37-1570 |
| | 労働相談所「みなくる鳥取」
鳥取市天神町3 0-5
電話：0120-451-783 又は 0857-25-3000 |
| 中
部
地
区 | 鳥取県立厚生病院 がん相談支援センター
電話：0858-22-8181 |
| | 労働相談所「みなくる倉吉」
倉吉市東昭和町2 8 6-2
電話：0120-662-390 又は 0858-23-6131 |
| 西
部
地
区 | 鳥取大学医学部附属病院 がん相談支援センター
電話：0859-38-6294 |
| | 米子医療センター がん相談支援センター
電話：0859-37-3930 |
| | 労働相談所「みなくる米子」
米子市東町1 8 9-2
電話：0120-662-396 又は 0859-31-8785 |

就職に関する相談は

- ハローワーク鳥取
鳥取市富安2丁目8 9
電話：0857-23-2021
- ハローワーク倉吉
倉吉市駄経寺町2-1 5 倉吉地方合同庁舎
電話：0858-23-8609
- ハローワーク米子
米子市末広町3 1 1 イオン米子駅前店4階
電話：0859-33-3911
※ハローワーク米子では次の場所にも出張相談窓口を開設しています。
・鳥取大学医学部附属病院がん相談支援センター
・米子医療センターがん相談支援センター
- ハローワーク根雨
日野郡日野町根雨3 4 9-1
電話：0859-72-0065

ウィッグ・補整下着購入費用補助の相談は

- 鳥取市保健所
鳥取市富安2丁目1 0 4-2 さざんか会館2階
※2020年移動予定
電話：0857-22-5695
- 中部総合事務所福祉保健局
倉吉市東蔵城町2
電話：0858-23-3146
- 西部総合事務所福祉保健局
米子市東福原1丁目1-4 5
電話：0859-31-9319

労働関係についてのご相談は

- 鳥取労働局 総合労働相談コーナー
鳥取市富安2丁目8 9-9
電話：0857-22-7000
- 鳥取総合労働相談コーナー
電話：0857-24-3245 (鳥取労働基準監督署内)
- 倉吉総合労働相談コーナー
電話：0858-22-5640 (倉吉労働基準監督署内)
- 米子総合労働相談コーナー
電話：0859-34-2263 (米子労働基準監督署内)



治療と仕事の
両立支援

治療と仕事の両立支援
イメージキャラクター
“ちりょうさ”

鳥取県地域両立支援推進チームとは

鳥取県地域の実情に合った治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、鳥取県におけるメンバーのネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的として、平成29年度に設置されたものです。メンバーは以下のとおりです。

- ・鳥取県医師会
- ・鳥取県社会保険労務士会
- ・鳥取県立厚生病院
- ・日本キャリア開発協会
- ・鳥取産業保健総合支援センター
- ・鳥取労働局(健康安全課、職業安定課、雇用環境・均等室)
- ・日本労働組合総連合会鳥取県連合会
- ・鳥取県立中央病院
- ・山陰労災病院
- ・日本医療社会福祉協会
- ・鳥取県福祉保健部(健康医療局、ささえあい福祉局)
- ・鳥取県労働基準協会
- ・鳥取大学医学部附属病院
- ・日本産業カウンセラー協会
- ・鳥取県若年認知症サポートセンター

(H31.01)